

江東区新庁舎建設等基金条例の制定について

1 条例制定の理由

新庁舎及び施設の建設等に要する費用に充てるための基金を設置するため、
本条例を制定する

2 条例案の概要

- (1) 第1条 設置について定める
- (2) 第2条・第3条 積立額及び管理について定める
- (3) 第4条・第5条 運用益金の処理及び繰替運用について定める
- (4) 第6条 処分について定める
- (5) 第7条 委任について定める

3 施行期日

令和7年4月1日

4 条例案文

2ページのとおり

江東区新庁舎建設等基金条例（案）

（設置）

第1条 江東区の新庁舎及び施設の建設等に要する資金に充てるため、江東区新庁舎建設等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、江東区一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、江東区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 区長は、第1条の目的のため、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。